

【2023年6月26日発行】

---

---

■ 人事労務マガジン／特集第210号 ■

---

---

---

▽▼人事労務マガジン編集部からのお知らせ▲△

---

厚生労働省 Twitter・Facebook は、厚生労働省の公式アカウントです。健康・医療、福祉・介護、雇用・労働、年金など、皆さまの暮らしを支える情報をお届けしているので、ぜひフォローしてください。

<厚生労働省公式 Twitter>

- 手順1 Twitter アカウント登録してログイン
- 手順2 <https://twitter.com/mhlwtwitter> をクリック
- 手順3 「フォローする」ボタンをクリック

<厚生労働省公式 Facebook>

- 手順1 Facebook アカウント登録してログイン
- 手順2 <https://www.facebook.com/mhlw.japan> をクリック
- 手順3 「フォローする」ボタンをクリック

【目次】

1. フリーランスが受託した業務に安定的に従事できる環境を整備するための法律「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が5月12日に公布されました
2. 令和5年「高齢者雇用状況等報告」の申請受付を開始しました
3. 令和5年「障害者雇用状況報告」の申請受付を開始しました
4. 令和5年度「輝くテレワーク賞」の募集を開始します
5. 「医師の働き方改革」について医学生向けの講義を実施しませんか？【再掲】
6. 「労働契約等解説セミナー2023」をオンライン開催  
(6月29・30日、7月4・12・20・27日)  
無期転換ルールや副業・兼業の促進に関するガイドライン等を解説【再掲】

---

【トピック 1】フリーランスが受託した業務に安定的に従事できる環境を整備するための法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）が5月12日に公布されました

---

配送・配達やデザイン・コンテンツ制作など多様な業種で、フリーランスとして働く方が増えています。一方、フリーランスは「個人」、つまり従業員を雇用せず一人で業務を行う形態のため、「組織」として事業を行う企業等の発注事業者との間で交渉力などに格差が生じやすくなります。

そのため、「報酬が支払われない」「一方的に仕事内容を変更される」等のトラブルの増加が問題となっていました。

こうした状況を改善し、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事できる環境を整備するため、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）」が5月12日に公布されました。

この法律は、以下を目的としています。

- ① フリーランスの方々と企業等の発注事業者との間の取引の適正化
- ② フリーランスの方々の就業環境の整備

具体的には、発注事業者に対して、①の観点から、仕事を発注した際の取引条件の明示や成果物の受領から原則60日以内での報酬の支払いを義務付けるとともに、受領拒否や報酬減額等を禁止事項とするほか、②の観点から、育児介護等との両立への配慮やハラスメント対策のための相談体制の整備などを義務付けることとしています。

この法律は、公布の日から起算して1年6か月を超えない範囲内において政令で定める日に施行することとしています。また、発注事業者の義務の具体的な内容等についても、今後、政省令や指針等で定めることとしています。

法律の概要等について、詳しくは厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

【詳細はこちら】

フリーランスとして業務を行う方・フリーランスの方に業務を委託する事業者の方等へ  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyoukintou/zaitaku/index\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00002.html)

---

【トピック 2】令和 5 年「高年齢者雇用状況等報告」の申請受付を開始しました

---

6 月 1 日から、令和 5 年「高年齢者雇用状況等報告」の申請受付を開始しました。  
この報告は、高年齢者雇用安定法に定められた 65 歳までの雇用確保措置と 70 歳までの就業確保措置の実施状況等を把握し、必要に応じて各企業に公共職業安定所等による助言・指導等を行うための基本情報として用いられます。

7 月 18 日（火）までに、本社の所在地を管轄する公共職業安定所まで提出をお願いします。

【報告書様式・記入要領等の詳細はこちら】

高年齢者雇用状況等報告書及び記入要領等

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/koureisha/kourei-sha-koyou\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koureisha/kourei-sha-koyou_00001.html)

【報告書記入方法の解説動画はこちら】

高年齢者雇用状況等報告の記入方法について

<https://www.youtube.com/watch?v=Fnb9wSr5zGI>

なお、G ビズ ID または電子署名（有料）を利用した電子申請による提出もできます。  
ぜひご活用ください。

【電子申請の詳細はこちら】

高年齢者雇用状況等報告の電子申請による提出

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/kourei-sha-koyou/kourei-sha-koyou.html>

---

【トピック 3】令和 5 年「障害者雇用状況報告」の申請受付を開始しました

---

6 月 1 日から、令和 5 年「障害者雇用状況報告」の申請受付を開始しました。  
従業員 43.5 人以上の事業主は、毎年 6 月 1 日現在の障害者の雇用に関する状況（障害者雇用状況報告）を公共職業安定所に報告する義務があります（障害者雇用促進法 43 条第 7 項）。

7 月 18 日（火）までに、本社の所在地を管轄する公共職業安定所まで提出をお願いします。

【報告書様式・記入要領等の詳細はこちら】

障害者雇用状況報告書及び記入要領等

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/shougai sha-koyou\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougai sha-koyou_00002.html)

なお、G ビズ ID または電子署名（有料）を利用した電子申請による提出もできます。ぜひご活用ください。

【電子申請の詳細はこちら】

障害者雇用状況報告の電子申請による提出

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/kourei sha-koyou/shougai sha-koyou.html>

---

【トピック4】令和5年度「輝くテレワーク賞」の募集を開始します

---

テレワークの活用によって、労働者のワーク・ライフ・バランスの実現を図り、他社の模範となる取り組みを行っている企業や団体に、厚生労働大臣表彰を実施しています。7月31日（月）まで、候補となる企業・団体を募集していますので、ご応募ください。

【詳細や応募はこちら】

輝くテレワーク賞特設サイト

<https://kagayakutelework.jp/award/>

【再掲】

---

【トピック5】「医師の働き方改革」について医学生向けの講義を実施しませんか？

---

「医師の働き方改革」を推進するためには、今後医師となる医学生が「医師の働き方改革」の趣旨・目的や労働関係法令の知識等を理解していることが重要です。

厚生労働省では、医学生向けに「医師の働き方改革」等に関する講義を行う医学部に対し、講義実施に向けた支援をしており、ご要望に応じて医師、弁護士等の講師派遣などを無料で行っています。

医学生の皆さんが医師の働き方について知るきっかけづくりとして、講義の実施をご検討ください。

※昨年度（令和4年度）は10大学（11回講義実施）にご利用いただきました。

#### 【支援概要】

##### (1) 全般的な支援

講義内容の企画立案から、講師派遣、各種の事前準備、講義当日の運営等まで、ご希望に合わせて総合的にサポート

##### (2) 講師の派遣

大学で企画した講義テーマに合わせて、働き方改革に知見のある専門家（医師や弁護士）を講師として派遣

##### (3) 講義動画の提供

大学で企画した講義テーマに合わせて、講師による講義の動画を提供

##### (4) 資料の提供

大学で講義を実施するための資料を提供

※料金は全て無料

#### 【お問い合わせ・お申し込みはこちら】

労働法教育に関する支援対策事業 大学医学部向け講義支援

<http://www.langate.co.jp/roudou2023/contents/medical.html>

#### 【再掲】

---

【トピック5】「労働契約等解説セミナー2023」をオンライン開催

（6月29、30日、7月4、12、20、27日）

無期転換ルールや副業・兼業の促進に関するガイドライン等を解説

---

多様な人材を活用したいとお考えの事業主・人事労務担当の皆さま、社内のルールは整備されていますか？

このセミナーでは、労働契約に関する基本情報をはじめとして、パートや契約社員などが長期的に活躍できる制度「無期転換ルール」や、昨年7月に改定された「副業・兼業の促進に関するガイドライン」について解説します。事業主・人事労務担当者や労働者の皆さま

まなど、どなたでもご参加いただけます。セミナー終了後は、個別相談会も開催します。

【事前申し込み制・参加無料】

【テーマ】

- ・労働契約法をはじめとした労働関係法令の基礎
- ・無期転換ルール
- ・副業・兼業の促進に関するガイドライン

【オンライン開催】

開催日：6月29日（木）、30日（金）

7月4日（火）、12日（水）、20日（木）、27日（木）

開催時間：セミナー 13:50～15:40 個別相談会 15:50～16:50

【詳細・お申し込みはこちら】

労働契約等解説セミナー

<https://roukeiseminar.mhlw.go.jp>

【お問い合わせ】

厚生労働省委託事業「労働契約等解説セミナー2023」運営事務局

ランゲート株式会社（委託先）

TEL：075-741-7862

=====

★バックナンバー

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/merumaga\\_page.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/merumaga_page.html)

★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク）

<https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/getmail>

●編集：厚生労働省

●当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。

=====